

参考資料 2 熱利用率（メタンガス化施設）の交付要件の設定条件

1. 高効率原燃料回収施設

平成 19 年度から平成 23 年度の時限措置として、高効率原燃料回収施設に該当する施設に対しては交付率を 1/2 とし、重点的な支援を実施してきたところである。

高効率原燃料回収施設の交付要件は以下のとおり。

<メタンガス化施設単独の場合>

- メタン回収ガス発生率 : 150Nm³/ごみ ton 以上
- メタン回収ガス発生量 : 3,000Nm³/日以上
- ※ メタン回収ガス発生量は、メタン回収ガス中のメタン濃度を 50%に換算したメタン回収ガス発生量とする。

<メタンガス化施設と焼却施設が併設される場合>

- メタン回収ガス発生率 : 150Nm³/ごみ ton 以上
- メタン回収ガス発生量 : 3,000Nm³/日以上
- 発電効率又は熱回収率 : 10%以上（メタンガス化施設、焼却施設ともに）

2. メタンガス化施設の交付要件の設定条件

高効率エネルギー回収施設の交付要件であるエネルギー効率（%）をごみ低位発熱量＝8,800kJ/kg として換算したごみ ton 原単位基準線（赤色実線）、メタンガス化施設のごみ ton 原単位基準線（赤色破線）を図 参 2-1 に示す。

メタンガス化施設は、焼却発電と違い、規模の違いによる効率の差が小さいことから、規模に関係なく一律 350kWh/ごみ ton としている。

350kWh/ごみ ton は、焼却発電の発電効率 14%（342kWh/ごみ ton）に相当する。

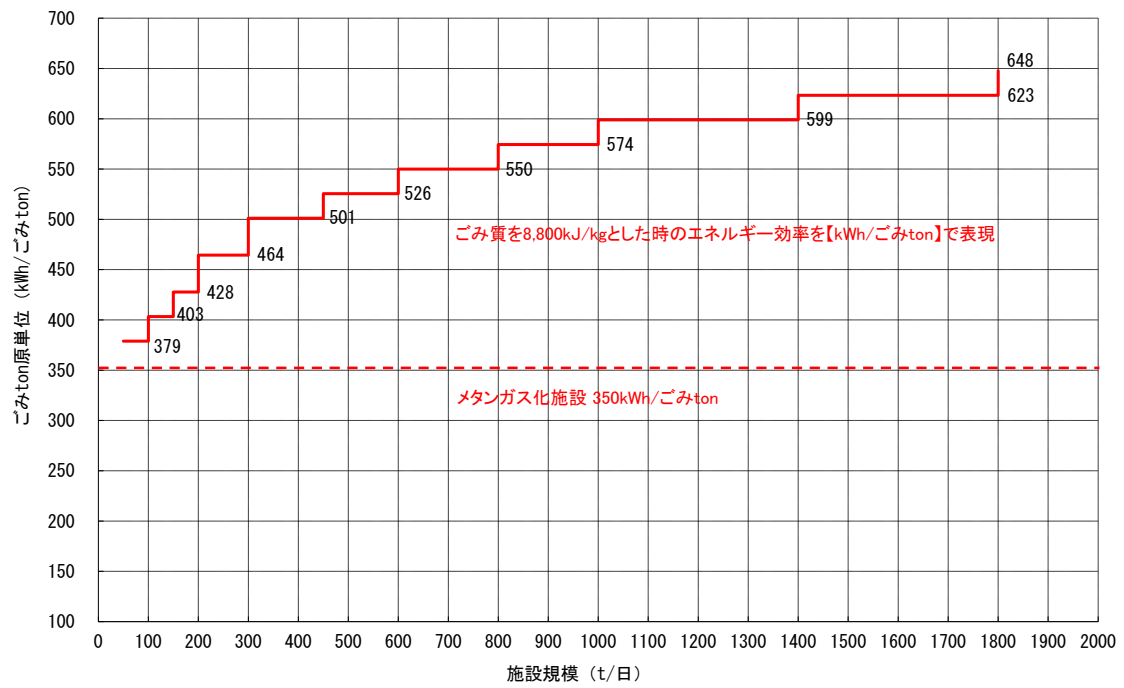


図 参 2-1 メタンガス化施設のごみ ton 原単位